

# 公募要領

令和 7 年度通訳業務

令和 7 年 2 月

原子力規制委員会原子力規制庁

## 令和7年度通訳業務に係る公募要領

### 1 総則

令和7年度通訳業務に係る公募の実施については、この要領に定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

令和7年度通訳業務

#### (2) 業務内容等

業務の内容は、別添「令和7年度通訳業務仕様書」のとおりとする。

#### (3) 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 要機密情報及び個人情報等の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること。
- ⑤ 募集要領で示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑥ 令和04・05・06年度環境省競争参加資格「役務の提供等」の「翻訳、通訳、速記」において、申込書類の提出期限までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。  
なお、令和07・08・09年度の資格も引き続き取得すること。

#### (2) 以下の全ての条件を満たし、かつ②の（ア）～（ウ）の全てを満たした通訳者を2名以上手配することが可能であること。

##### ① 手法及び体制

- (ア) 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1名又は複数名の高品質な通訳者を提供するための手法を有していること。
- (イ) 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること。

## ② 通訳実務

- (ア) 原子力安全・規制（I A E A（原子力関連条約締約国会合を含む）、O E C D／N E A、G 7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績が2020年以降にあること。
- (イ) 原子力安全・規制（I A E A（原子力関連条約締約国会合を含む）、O E C D／N E A、G 7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳実績が2020年以降にあること。
- (ウ) ②(ア)及び(イ)の実績が合計3件以上あること。

## 4 公募に関する質問の提出先及び回答

この募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

### (1) 提出先

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課国際室

TEL：03-5114-2107

### (2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（nraint1@nra.go.jp）により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、原子力規制委員会に提出した旨を連絡すること。

### (3) 受付期限

令和7年2月17日（月）12時00分まで

（持参の場合は12時～13時を除く）

### (4) 回答方法

令和7年2月20日（木）17時までに原子力規制庁ホームページの「予算・調達」>「調達・予算の執行」>「調達情報」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

## 5 申込書類の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

#### ① 令和7年度通訳業務に係る申込書（別添1）

下記内容を盛り込んだ書類を作成すること。

<手法及び体制>

(ア) 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1名又は複数名の高品質な通訳者を提供するための手法

(イ) 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制

② 令和7年度通訳業務 通訳者リスト（別添2）

【英語】に係る以下の実績を記載した通訳者リスト

- (ア) 原子力安全・規制（IAEA（原子力関連条約締約国会合を含む）、OEC D／NEA、G7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績（2020年以降）
- (イ) 原子力安全・規制（IAEA（原子力関連条約締約国会合を含む）、OEC D／NEA、G7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳の実績（2020年以降）
- ③ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料
- ④ 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

（2）提出期限等

① 提出期限

令和7年2月25日（火）12時00分まで

② 申込書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4（1）と同じ。

（3）書面による提出の場合

① 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

② 提出部数

申込書 6部（正1部・副5部）

通訳者リスト 6部（正1部・副5部）

提出者の概要（会社概要等） 1部（正1部）

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し 1部

③ 提出場所

4（1）と同じ。

（4）電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール＊1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送＊2で提出すること。電子メールで提出した場合には、原子力規制委員会からの受信連絡メールを必ず確認すること。

＊1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

＊2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合：nraint1@nra.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（1）と同じ

#### （5）提出に当たっての注意事項

- ① 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時を除く）とする。
- ② 郵送する場合は、封筒に「令和7年度通訳業務に係る申込書類在中」と朱書きすること。

提出期限までに到達しなかった申込書類は、無効とする。

提出された申込書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。

提出された申込書類は、返却しない。

提出された申込書類は、提出者に無断で、申込書類の審査以外の目的には使用しない。公募の結果、契約相手になった者が提出した申込書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

虚偽の記載をした申込書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

申込書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

1者当たり1件の申込みを限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

- ③ 参加資格を満たさない者が提出した申込書等は、無効とする。

#### 6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る申込書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

#### 7 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

#### 8 審査の実施

- （1）審査は、申込書類の提出のあった者に対して、「令和7年度通訳業務の申込書審査について」（別添3）に基づき行う。
- （2）提出期限までに提出された申込書類については、原子力規制委員会において応募要件を満たすかどうかについて審査を行うこととし、審査結果は令和7年2月27日（木）までに通知する。

- (3) 審査に当たっては、記載内容について提出者に問い合わせがあるので、申込書類提出後、審査結果を通知するまでは、問い合わせに適切に対応できるようすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないとときは、応募要件の確認ができないこととなるため、当該要件を満たさないと判定することがある。
- (4) 審査基準をすべて満たしていた場合にのみ、見積書（1日及び半日の通訳料）の提出を求め、かつ、原子力規制委員会作成の予定価格の範囲内の経費を提出した全ての者を契約候補者とする。

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

4 (1) と同じ。

- (3) 全ての契約候補者と契約を締結する。ただし、契約締結日は本業務に係る令和7年度予算が成立した日以降とする。

- (4) その他

発注に当たっては、単価が最も安価な事業者から優先的に発注が行われることに留意すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申込書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 質問書

業務名	令和7年度通訳業務	
会社名		
住所		
担当者	部署名：	氏名：
担当者連絡先	TEL：	
	E-mail：	

質問事項

令和 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

### 令和 7 年度通訳業務に係る申込書

令和 7 年度通訳業務に係る申込書について、以下のとおり提出します。  
なお、申込書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

#### 1 手法及び体制

- ① 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1名又は複数名の高品質な通訳者を提供するための手法
- ② 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制

#### 2 令和 7 年度通訳業務 通訳者リスト

【英語】に係る以下の実績を記載した通訳者リスト

(ア) 原子力安全・規制 (I A E A (原子力関連条約締約国会合を含む)、O E C D / N E A、G 7 等) に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績 (2 0 2 0 年以降)

(イ) 原子力安全・規制 (I A E A (原子力関連条約締約国会合を含む)、O E C D / N E A、G 7 等) に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳実績 (2 0 2 0 年以降)

#### 3 提出者の概要 (会社概要等) がわかる資料

(注) 内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

#### 4 環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) 審査結果通知書の写し

(担当者等連絡先)
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
電話 :
e-mail :

別添2

令和7年度通訳業務 通訳者リスト

会社名：

通訳者名：（海外在住者の場合は在住国名：）

会議開催時期 ／場所	会議名	同時通訳・ 逐次通訳の別	通訳対象者役職及び氏名	備考

(注1) 本紙は通訳者別に1葉作成すること

(注2) 通訳者名については個人が特定できない名称（例：通訳者A）とすることもできる

(注3) 会議名については正式名称を記載すること

(注4) 原子力安全・規制分野との関連性が推測できない会議名の場合は備考欄に当該分野との関連性を記入すること

(注5) 必要に応じ行を追加して差し支えない

## 令和7年度通訳業務 通訳者リスト（記入例）

会社名：株式会社・・・通訳社

通訳者名：通訳者〇〇（海外在住者の場合は在住国名：ウィーン・オーストリア）

会議開催時期 ／場所	会議名	同時通訳・ 逐次通訳の別	通訳対象者役職及び氏名	備考
2021年9月 ／オーストリア・ウィーン	第・・回 IAEA総会	同時通訳 逐次通訳	原子力規制委員会委員長 〇〇〇〇 他	会議期間中の二国間会談では逐次通訳も実施。
2022年2月 ／日本・東京	IAEA規制レビュー	同時通訳 逐次通訳	原子力規制委員会委員 〇〇〇〇 他	会議中の意見交換時には逐次通訳も実施。
2023年3月 ／オーストリア・ウィーン	**条約第・・回締約国会合	逐次通訳	原子力規制委員会委員 〇〇〇〇 他	
2024年3月 ／日本・東京	・・国原子力規制当局との二国間会合	逐次通訳	原子力規制庁長官 〇〇〇〇 他	
2024年9月 ／オーストリア・ウィーン	第**回 IAEA総会	同時通訳 逐次通訳	原子力規制委員会委員長 〇〇〇〇 他	会議期間中の二国間会談では逐次通訳も実施。

（注1）本紙は通訳者別に1葉作成すること

（注2）通訳者名については個人が特定できない名称（例：通訳者A）とすることもできる

（注3）会議名については正式名称を記載すること

（注4）原子力安全・規制分野との関連性が推測できない会議名の場合は備考欄に当該分野との関連性を記入すること

（注5）必要に応じ行を追加して差し支えない

## 別添3

### 令和7年度通訳業務の申込書審査について

#### 1 審査委員会

提出された申込書の内容について審査を行う。

- (1) 場所：原子力規制委員会原子力規制庁内
- (2) 構成：
  - 審査委員長 長官官房総務課国際室長
  - 副審査委員長 長官官房総務課国際室 室長補佐
  - 長官官房総務課監査・業務改善推進室長

#### 2 申込書の審査

- (1) 以下の項目及び審査の観点を踏まえ、申込書ごとに各委員が審査するものとする。

##### ① 手法及び体制

- ア 緊急な交渉が発生した場合、速やかに、1名又は複数名の高品質な通訳者を提供
  - 可（合理的であると判断できる）
  - 不可

##### イ 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制

- 可（社内秘密保持体制は十分信頼できる）
  - 不可

## ② 実績に対する審査

※リストに掲載がある各人毎に審査を行うこととする。

ア 原子力安全・規制（IAEA（原子力関連条約締約国会合を含む）、OECD／NEA、G7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績が2020年以降にあること

可（実績を有する者が2名以上いる場合）

不可（実績を有する者が2名以上いない場合）

イ 原子力安全・規制（IAEA（原子力関連条約締約国会合を含む）、OECD／NEA、G7等）に係る行政機関の長等が参加するハイレベルの国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳実績が2020年以降にあること

可（実績を有する者が2名以上いる場合）

不可（実績を有する者が2名以上いない場合）

## ウ ア及びイの実績の合計

可（ア及びイの両方の実績を有し、その合計が3件以上を有する者が2名以上いる場合）

不可（ア及びイの両方の実績を有し、その合計が3件以上を有する者が2名以上いない場合）

1項目でも不可がある場合は、契約候補者としない。

## 2 申込書の結果報告

審査委員会で決定した審査結果を「申込書等審査結果報告書」により原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官へ報告する。

(案)  
契 約 書

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）とは、「令和7年度通訳業務」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

目 的 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

契 約 金 額 通訳に係る基本単価を下記のとおりとし、その他仕様書に定める算出方法によるものとする。

1日当たり金 ○○ 円（うち消費税額及び地方消費税額 ○○ 円）

半日当たり金 ○○ 円（うち消費税額及び地方消費税額 ○○ 円）

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

## (契約保証金)

第1条 甲は、本契約の保証金を免除するものとする。

## (一括委任又は一括下請負の禁止等)

第2条 乙は、本契約に基づく業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に関する当該第三者（以下「下請負人」という。下請が数次にわたるときは全ての下請人を含む。）に本契約に基づき乙が負う義務を遵守させるとともに、委任又は請け負わせた業務に伴う下請負人の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書に基づき本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

## (監督)

第3条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し本契約の履行に関し報告を求めることができ、甲が必要と認める場合には、乙の事業所等において本契約の履行状況を調査することができる。

## (完了の通知)

第4条 乙は、毎月の本業務が完了したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

## (検査の時期等)

第5条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内に本業務の成果を検査し、本契約に基づく業務が完了したことを確認したときは、その当該検査に合格したものにつき引渡し又は給付を受けるものとする。

## (天災その他の不可抗力等による損害)

第6条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他の不可抗力を含む当事者双方の責めに帰することができない事由によって損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

## (対価の支払)

第7条 甲は、第5条の引渡し又は給付を受けた後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を乙に支払わなければならない。

## (遅延利息)

第8条 甲が前条の約定期間に内に代金を支払わない場合には、甲は、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。

## (違約金)

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として当該各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

- (3) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第13条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいしたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるものほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (契約の解除等)

- 第10条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は、乙に対して契約金額その他これまでに履行された本業務の代金及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、乙に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

#### (契約不適合責任)

- 第11条 甲は、本業務完了後も、本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、本業務の成果の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、本業務の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、第1項の催告をすることなく、直ちに乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本契約の完了期限内に履行の追完がなされないことにより本契約の目的を達することができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (損害賠償)

- 第12条 第9条から第11条の規定は、甲による損害賠償の請求を妨げない。
- 2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求するには、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。

#### (保全情報の取扱い)

- 第13条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、本業務を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、甲が指示する方法により、速やかに保全情報を返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項ただし書の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいした疑いが生じた場合には、契約期間内であるかを問わず、直ちに甲に報告しなければならない。また、乙は、契約期間内であるかを問わず保全情報の漏えいに関する調査に協力するものとする。

## (秘密の保持)

第14条 前条に定めるほか、乙は、本業務の一切について秘密を保持し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

## (債権譲渡の禁止)

第15条 乙は、甲の承諾を得ずに、本契約によって生じる契約上の地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して金銭債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて金銭債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる抗弁を留保するものとする。また、乙から金銭債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡、質権の設定又はその他債権の帰属若しくは行使を害する行為を行わないこと。

(2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

## (著作権等の帰属・使用)

第16条 乙は、納入物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。ただし、乙（下請人を含む）又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除く。）を甲に無償で譲渡するものとし、その譲渡は、第5条の規定により甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。この場合において、乙は、譲渡証その他の譲渡を証する書面の作成等に協力しなければならない。

2 乙は、納入物に関して著作人格権を行使しないことに同意する。

3 乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

4 乙は、本契約に基づく業務を行うに当たり、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

## (個人情報の取扱い)

第17条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第2条第2項に定める下請負人を含む。）に預託し、提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) 本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要と認めるときは、乙の事業所等において、甲が預託した個人情報の管理の適切性等について調査し、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又はその解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について、直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 7 本条の規定は、本契約又は本業務に関連して乙が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、本業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(資料等の管理)

第18条 乙は、甲から借り受けた資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約等の公表)

第19条 乙は、本契約の名称、概要及び契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

(契約書の解釈、変更)

第20条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意により、変更することができる。

- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

(紛争の解決方法)

第21条 甲及び乙は、本契約から生じる又は本契約に関連して生じる一切の紛争について、甲の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号に定める文書の写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号イ 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 前条第1号ロ 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 前条第1号ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者が負担する債務は、連帯債務とする。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合においては、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

### 【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が、本契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条各号のいずれかに規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者が負担する債務は、連帯債務とする。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が、同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当要求等に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、乙又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(別添)

## 令和7年度通訳業務仕様書

### 1 業務の目的

国際会議等の業務に伴う（国内及び海外）通訳業務について、原子力安全・規制に係る専門的知識を持つ通訳者を選定し、業務に当たらせること。なお、本業務は原子力規制委員会原子力規制庁から発注する英語による通訳業務に対して適用するものである。

### 2 業務の内容

原子力規制委員会委員長及び委員、並びに原子力規制庁幹部職員及び職員等の業務に伴う（国内及び海外）通訳業務とし、作業手順は次の（1）～（5）とする。なお、通訳業者は個々の案件への通訳者の選定に当たっては、案件の特性を理解し、技術全般、特に原子力及び放射性廃棄物の分野で用いられる専門用語や特有の言い回しができ、併せて原子力規制委員会の関わる国際会議等に関する知識、論点等を十分に把握している者を選定するものとする。

#### （1）業務の発注

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「甲」）は、通訳の依頼に際し、通訳手配確認書（国内又は海外）（様式1）及び当初スケジュールを記したスケジュール表（様式3）により発注の可否を確認した上で通訳発注書（国内又は海外）（様式2）を通訳業者（以下「乙」）に送付し、正式発注を行う。なお、通訳者の手配に当たっては、当該通訳者の略歴書等実績が把握できる書類等を原子力規制委員会担当官に提出し、事前に了解を得ること。また、緊急な交渉等の際には、原子力規制委員会担当官から直接通訳者に連絡を行う場合もあるため、通訳者本人の了解を得た上で、連絡先を原子力規制委員会担当官に伝えること。

業務の発注は、原則として開催の48時間前までに通訳発注書により発注することとし、緊急な交渉が生じた場合には、速やかに発注書により依頼を行う。

#### （2）業務の事前打合せ

交渉案件等により、甲と乙による事前の打合せが必要なものについては、事前打合せを実施する。

#### （3）業務の実施

乙は、スケジュール表に基づき業務を行う。

なお、甲の都合により当初スケジュールに変更が生じた場合には、甲の指示により変更して業務を行う。

#### （4）業務完了の報告

海外及び国内遠隔地等の移動を伴う通訳業務においては、通訳終了後、乙より甲に対し、通訳業務実行スケジュール（様式4）を提示し、通訳時間に

関して甲乙双方の確認を行ったうえで、通訳費用・旅費等の精算を行う。

(5) 請求

通訳料、国内における交通費等の請求については、別添附則による。海外での業務における通訳料以外に要する費用等の請求については、別添海外通訳基準による。

通訳料の請求については、(4)の通訳業務時間の確認結果に基づき行うこと。

交通費や宿泊料等の実費精算を要する費用については、その請求書や領収書の写し等の根拠書類を必ず添付すること。

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 年間予定数量

1日通訳 15件

半日通訳 15件

なお、年間予定数量は年間業務実施量を保証するものではない。

4 通訳場所

甲が指定する場所（国内又は海外）とする。

5 指定時間

- (1) 通訳の発注を受けたときは、指定の時間までに当該通訳場所に集合し、  
甲の担当職員の指示に従うものとする。
- (2) 庁外での通訳に関するスケジュール等については甲の担当職員の指示に  
従うものとする。

6 キャンセル料

甲の都合による国内外通訳におけるキャンセル料は、別添附則による。

7 守秘義務

- (1) 請負者は、本業務により知り得た事項を業務の期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務遂行のために発注者が参考となる資料を貸与した場合は、業務終了時に発注者へ返却すること。なお、請負者は、当該資料を複写し、又は、第三者に閲覧、貸与してはならない。

8 著作権等の扱い

- (1) 本業務に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所

有権（以下「著作権等」という。）は、業務の完了をもって請負者から甲に譲渡されたものとする。

- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 業務の実施に当たり、第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 業務完了報告の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 業務完了報告に当たり、既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制委員会担当官に書面で提出すること。
  - (2) 請負者は、原子力規制委員会担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、原子力規制委員会担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
  - (3) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制委員会担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
  - (4) 請負者は、原子力規制委員会担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制委員会担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
  - (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- （参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー  
<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

## 10 その他

業務その他不明な事項が生じた場合には、双方の協議により決定するものとする。

## 附 則

通訳業務に対する支払いに関しては、月末締めの請求書払いとする。請求書には、各月における業務の件名、品目、数量等の必要事項を示すこと。また、数量に契約単価を乗じて得た通訳料の合計額、通訳料以外に要する費用及びこれに消費税及び地方消費税として、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出した額の合計金額を請求するものとする。ただし、請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

1 業務開始時間が朝7時以降から8時間以内かつ22時までの通訳業務時間（拘束時間を含む）には、契約単価（1日通訳料又は半日通訳料）を適用する。なお、時間帯については、通訳業務が行われる地域の時間帯を採用する。

2 通訳料は、原則として、通訳業務時間（拘束時間を含む）が4時間を超過し8時間以内の場合は1日通訳料を、4時間以内の場合は半日通訳料を適用する。

ただし、4時間以内であっても、午前から開始された業務が午後12時以降にわたる場合は、1日通訳料を適用する。

3 通訳業務時間が8時間を超過する場合は、超過した通訳業務時間の1時間毎に、以下の超過料金を加算する。

【超過料金】 $1\text{日通訳料} \div 8\text{h} \times 1.25 \div 1\text{h}$ （1円未満切り捨て）】

4 通訳業務時間（拘束時間を含む）に22時以降から翌日7時までの時間帯での従事がある場合は、以下の深夜早朝料金を適用する。

【深夜早朝料金】

業務4時間以内の場合 1日通訳料

業務4時間以上の場合 1日通訳料×1.5

5 通訳業務に従事する日以外の移動時間等による拘束に対しては、以下の拘束補償費を適用する。

【拘束補償費：半日通訳料を上限とする】

6 午前と午後に各々別なプロジェクトで通訳をする場合

（1）同一通訳者が担当した場合は、1日通訳料を適用するものとする。

（2）異なる通訳者が担当した場合は、各々半日通訳料を適用するものとする。

7 半日通訳料の範囲内に、2件以上のプロジェクトで通訳する場合

（1）同一通訳者が担当した場合は、件数の多少にかかわらず半日通訳料を適用するものとする。

（2）異なる通訳者が担当した場合は、各々半日通訳料を適用するものとする。

- 8 同一会議が2日以上にわたり、専門的又は高度な内容の場合は、通訳者との事前打合せ、準備等のための事前準備費として下記の料金を請求することができる。
- (1) 1日の会議が2日以上にわたる場合：1日通訳料
- (2) 半日の会議が3日以上にわたる場合：半日通訳料
- 9 国内における通訳に際して発生した東京23区以遠の移動にかかる交通費については、実費分について請求することができる。（東京駅を起点として計算をする。）地上での移動は原則公共交通機関での移動とする。公共公機関が無い等の特別な事情がある場合はタクシー等の利用を可とするが、その場合は領収書（日付、金額、利用区間を明記）と理由書を添付すること。
- 10 国内外を問わず、宿泊を伴う通訳業務に際して、宿泊費は国家公務員等の旅費に関する法律の規定による金額を上限（10級以下相当）として実費精算として、請求することができる。なお、原子力規制委員会担当官が宿舎を指定する場合は、この限りではない。
- 11 同時通訳時に、原子力規制委員会からの依頼により同時通訳装置が必要な場合、装置一式を用意しなければならない。
- 12 キャンセル料については、原子力規制委員会の都合においてキャンセルした場合は、原則以下のとおりとする。ただし、当該契約期間において別件の業務を受けた場合はその金額分はキャンセル料から差引き請求する。
- 7日～6日前 通訳料・拘束補償費見積り金額合計の10%
- 5日～4日前 通訳料・拘束補償費見積り金額合計の30%
- 3日～2日前 通訳料・拘束補償費見積り金額合計の50%
- 前日～当日 通訳料・拘束補償費見積り金額合計の100%
- ※土曜・日曜・祝日を除いた営業日で計算すること。
- ※キャンセルにより発生する交通費、宿泊代等の実費相当分は請求することができる。
- ※会議（出張）期間中のうち、1日通訳業務が発生するものとして発注し、急遽、会議（出張）期間中に通訳業務が無くなるような変更が生じた場合には、拘束補償費を適用する。
- 13 上記によらないその他の経費については、別途双方協議とする。

## 海外通訳基準

海外での業務における通訳については、本邦あるいは海外在住の通訳者いずれを手配することも可能とし、通訳料及び通訳料以外に要する費用の総額がより安価となる者を採用する。

### 1 拘束補償費の特例

移動に6時間以上要した場合は、拘束補償費（半日通訳料）を適用する。なお、本邦在住の通訳者を手配する場合、本邦における起点及び終点は国内発着空港とし、海外における起点及び終点は用務地とする。海外在住の通訳者を手配する場合、自宅（居住地）及び用務地との間の往復を移動経路とする。

また、用務地において通訳業務が発生しない日は、拘束補償費（半日通訳料）を適用する。

### 2 地上交通費

通訳における日本国内での交通費及び雑費を地上交通費とし、地上交通費については、1回の海外出張につき、成田空港は6,140円／1人・羽田空港は2,400円／1人とする。23区以外及び上記以外の地上交通費は、東京駅を起点とし実費精算（原則公共交通機関を使用する）とする。公共交通機関が無い等の特別な事情がある場合はタクシー等の利用を可とするが、その場合は領収書（日付、金額、利用区間を明記）と理由書を添付すること。

なお、公共交通機関による料金の改定が生じた場合は、本交通費もその改定に準じる。

#### ・成田空港地上交通費根拠

東京→成田電車賃 6,140円

運賃：1,340円 + 特急券：1,730円 = 3,070円

3,070円 × 2（往復） = 6,140円

#### ・羽田空港地上交通費根拠

東京→羽田リムジンバス代 2,400円

運賃：1,200円

1,200円 × 2（往復） = 2,400円

外国における地上での移動は原則公共交通機関での移動とする。運賃の等級に区別がある場合の利用等級は国家公務員等の旅費に関する法律に準じる。公共交通機関が無い等の特別な事情がある場合はタクシー等の利用を可とするが、その場合は領収書（日付、金額、利用区間を明記）と理由書を添付すること。

### 3 航空賃・VISA代等

航空賃・VISA代等海外通訳に必要とされる経費については、別途証拠書類をもって

実費請求とする。航空賃については、エコノミー席の利用とする。

#### 4 宿泊費等の精算

宿泊費等現地で必要とされた経費については、現地での支払額（外貨）を支払時の円換算レートで算出した実費（円）を請求する。ただし、原子力規制委員会からの指定がない場合は国家公務員等の旅費に関する法律に準じた宿泊単価を上限（10級以下相当）とする。

#### 5 外貨利用時のレートについて

外貨のレートは支払い当日のもの、またはカード精算明細等に記載されたレートを利用することとし、精算時に添付すること。

#### 6 その他の経費

上記によらないその他の経費については、別途双方協議とする。

## 通訳手配確認書（国内）

殿

原子力規制委員会原子力規制庁

(部・グループ) (部門・課・室)

(役職) (氏名)

①被対象者	フリガナ	
	氏名 (ほか人)	
	勤務先：官職等：	
②通訳申込事項	件名：	
	予想される話の内容：	
	原子力規制委員会側対応者：	
	同席者：	
	通訳実施場所：	
	対応日時：令和 年 月 日 ( ) 場所：	
③処理事項	連絡先：	担当者氏名： 電話 (内線 )
	対応の可否	可 • 不可
通訳者名：		
通訳会社名： 担当者氏名		

## 通訳手配確認書（海外）

殿

原子力規制委員会原子力規制庁

(部・グループ) (部門・課・室)

(役職) (氏名)

① 通訳申込事項	出張期間 自令和 年 月 日 ( ) 至令和 年 月 日 ( ) 詳細スケジュールについては様式3スケジュール表による	
	件名 :	
	出張目的 :	出張国
	出張者 :	
	予想される話の内容 :	
	連絡先 :	担当者氏名 : 電話 (内線 )
	その他連絡事項（同時通訳機器のレンタルの要否等） :	
② 処理事項	対応の可否	可 • 不可
	通訳者名 :	
	通訳会社名 : 担当者氏名	

## 通訳発注書（国内）

殿

原子力規制委員会原子力規制庁

(部・グループ) (部門・課・室)

(役職) (氏名)

①被対象者	フリガナ	
	氏名 (ほか人)	
	勤務先 :	官職等 :
②通訳申込事項	件名 :	
	予想される話の内容 :	
	原子力規制委員会側対応者 :	
	同席者 :	
	通訳実施場所 :	
	対応日時：令和 年 月 日 ( ) 場所 :	
③処理事項	連絡先 :	担当者氏名 : 電話 (内線 )
	対応の可否	可 • 不可
	通訳者名 :	
通訳会社名 : 担当者氏名		
上記の通り発注します。		
令和 年 月 日		
(注) 実行スケジュールの報告時に添付して提出して下さい。		

## 通訳発注書（海外）

殿

原子力規制委員会原子力規制庁

(部・グループ) (部門・課・室)

(役職) (氏名)

<b>① 通訳申込事項</b>	出張期間 自令和 年 月 日 ( ) 至令和 年 月 日 ( )						
	詳細スケジュールについては様式3 スケジュール表による						
	件名 :						
	出張目的 :				出張国		
	出張者 :						
	予想される話の内容 :						
	連絡先 :			担当者氏名 : 電話 (内線 )			
その他連絡事項（同時通訳機器のレンタルの要否等） :							
<b>② 処理事項</b>	対応の可否		可 • 不可				
	通訳者名 :						
	通訳会社名 :						
担当者氏名							
上記の通り発注します。							
令和 年 月 日							
(注) 実行スケジュールの報告時に添付して提出して下さい。							

## スケジュール表

月日	時間	業務内容	備考

※通訳スケジュール等変更があった場合は、随行する担当者の指示に従うこと。

## 通訳業務実行スケジュール

(件名： )

※本スケジュール表にフライトスケジュール、航空運賃見積を添付のこと。

月日	時間	業務内容	備考